#### 広島県情報公開·個人情報保護審査会答申(諮問4(個)第3号)

#### 第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が行った行政文書について全部開示とした決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和4年3月31日付けで、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、 実施機関に対し、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

(請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容)

2022年2月28日付けで《情報公開請求と個人情報開示請求(行政保有個人情報開示請求)》をしてきたことに関して、「市町行財政課」の内部において、この間に、どのような会合のもとで、どのような参加者が、どのような議論・議事進行・意思形成過程・資料・法的根拠等によって結論(行政文書不存在)としたかの判る記録・資料

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定してその全部を開示する決定を行い(以下「本件処分」という。)、令和4年4月5日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年6月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、おおむね次のと おり主張している。

- (1) 審査請求書(その補正書を含む。)における主張 処分の取消しを求めての審査請求とする。
  - ア 請求人は、県知事・担当者らが請求人の情報公開請求に対して、「行政 文書不存在決定書」において「行政文書を保有していない理由」として 「作成又は保有していないため」とするのは、今日の危機的事態を鑑み れば、危機感もなく不作為であり、違憲・違反・違法であるとする審査 請求とする(1】, 関係)。
  - イ 請求人の個人情報開示請求および行政保有個人情報開示請求に対して、それぞれの法的根拠と制度運用を誤り、個人の尊厳ないしは個人の権利利益が不当に侵害されているとする審査請求をする。具体的には、下記の「補正書」に掲げた行政機関個人情報保護法の規定からみて権利利益が不当に侵害されているとする審査請求とする(2】 関係)。
  - ウ 請求人の【抗議】【公開質問】などの意思表示に対し、憲法に基づく行 政機関個人情報保護法の規定に違反し、対応・回答のない不作為あるい は作為または作為的不作為などであり、説明責任を果たしていないとす る審査請求をする(3】、関係)。
  - エ 請求人の情報公開請求と個人情報開示請求および行政個人情報開示 請求における個々の請求事項に対する法の運用・適用そして根拠におい て、不正・不適・不法であり、無効であるとする審査請求をする(4】. 関係)。
  - オ 請求人の行政保有個人情報開示請求に対して、「自己情報開示請求について(通知)」とする開示においては、行政機関個人情報保護法にそうことのない違憲・違反・違法な制度運用にあたり、無効であるとする審査請求をする(5】、関係)。
  - カ 上記事項を鑑みることなく、防衛省・自衛隊の発刊・販売する「はじめての防衛白書」に無関係性を装い、自衛隊員の募集などに憲法規定を侵す自衛陳法の運用を優先し、政府の安保法制・積極的平和主義の下で米軍とともに集団的自衛権の行使を容認するなどによって、《人を殺し・人から殺される関係》に加担する地方自治法違反とする審査請求をする(6】,関係)。

- キ 上記事項を鑑みず、戦前・戦中を省みることもせず、軍事体制下・圧倒的に戦費に注ぎ込まれ県財政負担大。戦後において、被爆地ヒロシマの教訓と役割を果たそうともしない、米軍の核の傘の下「核共有」で米国とともに世界に覇権、核兵器禁止条約の批准なく、唯唯諾々と防衛省・自衛隊による「法定受託事務」として受入れ、戦争へ突き進む一環であるとし、こどもむけの「はじめての防衛白書」の問題性・危険性と違憲性等を意見表明もせず、地方公共団体による体制翼賛状況を醸成しつつ憲法9条の規定から大きく逸脱し、憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」こともなく、《戦争できる国づくり・地域づくり・人づくり》とする、など違憲性・違反性・違法性を孕むとする審査請求をする(7】、関係)。
- ク 情報公開制度における運営・運用に係り、地方公共団体での情報の作成・取得・保有・管理そして公開・開示するための基本原則・規定基準にあっては、公的情報は県民・市民・住民のタカラであり、恣意的な隠ぺい・作為的な情報操作・意図的な情報破棄、そして脱法的な情報改ざんなどは絶対にあってはならないし、憲法あるいは情報公開法・条例と個人情報保護条例あるいは行政機関個人情報保護法などの規定のもとに、県民・市民・住民にむけての知る権利と情報へのアクセス権そして取得権など権利利益の保護・保障とすべき姿勢・態勢・体制にあるか否かの審査請求とする(8】、関係)。
- ケ 補正書の2】.から5】.に関しては行政機関個人情報保護法の目的と各条項からの解釈・判断をするように審査請求とする。この法の目的は「行政の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」である。「個人情報」とは当該情報に含まれる名前・住所・連絡先などであり、特定の個人を識別できて外部に漏れないような配慮・態勢・体制をとることは必然である。また、「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいうのである。ここでは、請求人の提出した【抗議】・【公開質問】・各【請求事項】そして【陳情】などが該当する。さらに加えれば、口頭で伝達されたものから電子データとして管理されているものまでも含まれる。第三者に情報が漏れないように特別な配慮が必要とされている。一方、請求人が憲法に基づくこの法規定によって知る権利が保障され、

行政保有の個人情報がどのように意思形成等のもとで作成・記録・取得・ 整理・保管されているか、そして個人情報へのアクセス権と取得権によ って情報開示が保障されなければ、個人の情報への対応の様相・処し方 も知らなくては権利侵害があるか否かも分からこととなる。そこで、こ の法に基づく行政機関における個人情報の取り扱いについては、個人の 権利利益が不当に害されることのないように規定されている。具体的に は、一①個人情報を保有する際に利用目的を特定すること(行政個人情 報保護3条1項~本事案では請求人による「はじめての防衛白書」の発 刊・販売の中止とする、こどもを戦場に送らない、戦争によって人を殺 し・人から殺されないことなどを目的とする→そのための情報の作成・ 所有・取得・管理などをしていない→悪質的不作為)—②利用目的の達 成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと(行政個人 情報保護3条2項~本事案では利用目的の達成に必要な範囲を超えな い、個人情報から作成・保有していない→作為的不作為) —③利用目的 を合理的な範囲を超えて変更してはならない(行政個人情報保護3条3 項~本事案では利用目的を合理的な範囲を超えて変更している→恣意 的作為) —④個人情報を取得する際には利用目的を開示すること(行政 個人情報保護4条~本事案では個人情報を取得しても利用目的に達し ていない→作為的不作為)一⑤個人情報の正確性を確保すること(行政 個人情報保護 5 条~本事案では個人情報の正確性を確保せず開示して いない→不作為的不作為) ―⑥個人情報の漏えい・減失・改ざん等を防 ぐために必要な措置をとること(行政個人情報保護6条~本事案では個 人情報の漏えい・減失・改ざん等を防ぐための必要な措置をとっている が法には沿えていない→作為的不作為・法逸脱行為) — ⑦個人情報の取 り扱いに従事する公務員は守秘義務を負うこと(行政個人情報保護7条 本事案では個人情報の取り扱いに従事する公務員によって守秘義務 を負っているか否か分からない→無責任的不作為) —⑧保有個人情報の 目的外利用を制限すること(行政個人情報保護8条~本事案では保有個 人情報の目的外利用には無制限になっていて目的を達成できない→不 作為かつ作為的不作為) — ⑨行政機関が個人情報を第三者に提供する際 には個人情報の適切な管理のため必要な処置をとること(行政個人情報 保護9条~本事案では個人情報を第三者に提供したかどうか・適切な管 理のために必要な処置をとったかどうかわからない→不作為:不開示決 定とする)

#### (2) 反論書及び意見書における主張

請求人は、防衛省・自衛隊が発行・改編・販売するこどもむけ「はじめ ての防衛白書」には、民主主義的手続をふまず、こどもたちに国防意識を 植え付け軍国主義に基づき排他主義・敵に見立て攻撃を扇動・仕掛ける極 めて歪な内容のもとで、〈戰争できる人づくり〉とするなど、重大な間題性 と危険性および違憲性・違反性・違法性があるとみる。その根底にあるの は戦争遂行する攻撃型自衛隊(軍隊)となって(人を殺す・人に殺される) 状況に置かれるにもかかわらず、広島県は、防衛省・自衛隊からの一定の 予算を確保し、唯々個人情報保護条例の違反事案もある。中学生は自衛隊 音楽隊との合同演奏後に迷彩服を着せたり自衛隊帽をかぶるなどの後に、 自衛官募集の要綱に記入させたりして個人情報を取得するなどとする。現 況は「台湾有事は日本の有事」などとシビリアンコントロールの効かない 戦争誘導・戦時体制構築に余念がない。その分、自衛隊の内部での不安要 因が醸し出され、内部の命令組織の歪な関係のなかでのセクハラ・パワハ ラ・裁判問題など不安定状況をもたらし自衛隊員の応募の少なさと退職の 要因となっている。自衛隊員は特攻隊になって「集団的自衛権の行使」の 下で世界に戦争遂行に関与し、岸田政権の下での「安保3文書」の閣議決 定の防衛費倍増によって敵基地攻撃能力を身につけ・「南西諸島にミサイ ル配備計画」によって派兵され、自衛隊員の増員そして女性隊員の大募集 にあって、男女共同参画とするコ息な手段で生命の危機に落とし込むので ある。そのような危機的事態を知ってか・知らないのか。広島県知事部局 と県教育委員会においても、積極的関与を進めている。他の地域はこれほ どまでに自衛隊募集に積極的ではないが、なぜか自主的・自発的・積極的 である。その理由は自衛隊法による「国の専管事項だから協力する」とす るが、受け入れる側の自主性・主体性・自治性は皆無である。その解釈に よって県域・市域のこどもたちはどれほどの生命・人権・生活そして幸福 追求の権利を侵害されることになるのか、憲法にみる個人の尊重・基本的 人権の尊厳性そして平和的環境を殺ぐもので、地方自治法にみる自治権と 住民の福祉の向上からも背く、違憲・違反・違法の行為であるとみる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分の理由について、弁明書において、おおむね次のと

おり主張している。

1 本県では、広島県個人情報保護条例(平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づき、保有個人情報の開示等を実施している。

個人情報保護条例第 14 条に規定されているとおり、開示請求に対する行政文書は原則開示することが義務付けられており、例外的に不開示とすべき情報が、同条各号に定められている。

本件対象文書は、「令和4年3月14日付けで行った行政文書不存在通知の意思決定過程等が分かる文書」で、意思決定の起案文書3枚が存在し、これらは上記の個人情報保護条例第14条各号に定められている例外的に不開示とすべき情報のいずれにも当たらなかったため、全部開示することとする本件処分を行った。

なお、意思決定はこの起案のみにより行われたため、これ以外に対象文書 は存在しなかった。

補正書の内容は、審査請求人の思いなどの持論が展開されている陳述の長文であり、審査庁が補正命令書で補正を求めた内容のうち、本件処分が全部開示であったにもかかわらず、それでもなお、審査請求を行う正当な理由の説明が明確にされなかった。

このため、これ以上、審査請求人からの明確な説明を求めることは困難であると判断し、いたずらに補正を求め続けて期間が経過することは行政不服審査制度の趣旨に反するものと考えられるため、重ねての補正は求めず、弁明する。

- (1) 審査請求人の、本件処分について、法的根拠と制度運用を誤り、個人の 尊厳ないしは個人の権利利益が不当に侵害されているという主張は、審査 請求人の一方的な意見であり、処分庁としては、法的根拠に基づき、適切 な制度運用をしており、個人の尊厳ないしは個人の権利利益を不当に侵害 するものではない。(2】 関係)
- (2) 審査請求人の、抗議、公開質問などの意見表示に対し、憲法に基づく個人情報護法の規定に違反し、対応・回答のない不作為あるいは作為又は作為的不作為などであり、説明責任を果たしていないという主張は、本件処分とは直接関係のない案件についての主張に過ぎず、審査請求の対象とならない。(3】 関係)
- (3) 審査請求人の、本件処分について、請求事項に対する法の運用・適用そ

- して根拠において、不正・不適・不法であり無効であるという主張は、審査請求人の一方的な意見であり、処分庁としては、適切な法の根拠に基づき、運用・適用をしたものである。(4】.関係)
- (4) 審査請求人の、本件処分について、個人情報保護法に沿うことのない違憲・違反・違法な制度運用に当たり、無効であるという主張(明確でない部分もある)は、審査請求人の個人的な意見であり、処分庁としては、審査請求に対して、対象文書を全部公開したにもかかわらず、その上で、審査請求人が何を不服としているのかについて理解できず、審査請求人の主張は正当な理由がない。(5】.関係)
- (5) 審査請求人の、1】.~5】. を鑑みることなく、防衛省·自衛隊の発刊・販売する「はじめての防衛白書」に無関係性を装い、自衛隊員の募集などに憲法規定を侵す自衛隊違法の運用を優先し、政治の安保法制·積極的平和主義の下で米軍とともに集団的自衛権の行使を容認するなどによって、人を殺し・人から殺される関係に加担する地方自治法違反であるという主張は、審査請求人の独自の意見であり、本件処分とは直接関係がない。(6】. 関係)
- (6) 審査請求人の、1】.~6】.を鑑みず、戦前・戦中を省みることもせず、軍事体制下・圧倒的に戦費に注ぎ込まれ県財政負担大《途中省略》戦争できる国づくり・地域づくり・人づくりとする、など違憲性・違反性・違法性を孕(はら)むという主張は、審査請求人の独自の意見であり、処分庁としては、本件処分と直接関係せず、また、審査請求の制度の趣旨を逸脱した内容であるため、審査請求の対象とならない。(7】.関係)
- (7) 審査請求人の、1】. ~7】. の審査請求という情報公開制度における運営・運用に係り、地方公共団体での情報の作成・取得・保有・管理そして公開・開示するための基本原則・規定基準等に当たっては、公的情報は県民・市民・住民のタカラであり、恣意的な隠ぺい・作為的な情報操作・意図的な情報破棄、そして脱法的な情報改ざんなどは絶対あってはならないし《途中省略》、憲法あるいは情報公開法・条例と個人情報保護条例あるいは行政機関個人情報保護法などの規定のもとに、県民・市民・住民に向けての知る権利と情報へのアクセス権そして取得権など権利利益の保護・保障とすべき姿勢・態勢・体制にあるか否かという主張は、審査請求人の行政不服審査制度とその運用に対する個人的な考え方であり、本件処分と直接関係ないことから、審査請求の対象とならない。(8】. 関係)

#### 第5 審査会の判断

#### 1 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件請求について

本件請求文書は、「2022年2月28日付けで《情報公開請求と個人情報開示請求(行政保有個人情報開示請求)》をしてきたことに関して、「市町行財政課」の内部において、この間に、どのような会合のもとで、どのような参加者が、どのような議論・議事進行・意思形成過程・資料・法的根拠等によって結論(行政文書不存在)としたかがわかる記録・資料」に関する行政文書である。

つまり、本件請求は、令和4年3月14日付け市行第1483号行政文書不存在通知書(以下「本件関連処分」という。また、本件関連処分に係る開示請求を「本件関連請求」という。)の発出までの経緯等を記載した文書を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

#### (2) 本件対象文書の特定の妥当性について

本件請求は、令和4年3月14日付け市行第1483号行政文書不存在通知書の発出までの経緯等を記載した文書を求めるものであり、実施機関は、本件関連処分についての起案を本件請求文書であると特定し、この他に対象文書は存在しない旨説明する。

開示決定の起案とは別に、聞取表等、開示請求に関する文書を作成するかどうかは必要に応じて実施機関において判断するものであり、実施機関に確認を行ったところ、本件関連請求に関して、本件関連請求時から本件関連処分までの間に実施機関と審査請求人との間でやりとりを行った事実はないとのことであった。また、本件対象文書の外に本件請求文書の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできず、これらのことを踏まえると、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書を作成していないという実施機関の説明は不自然・不合理ではない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書として本件対象文書を特定し、 本件処分を行ったことは妥当である。

#### 2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 別記

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年月日	処 理 内 容
令和 4 年10月14日	・諮問を受けた。
令和5年12月21日 (令和5年度第8回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和6年1月25日 (令和5年度第9回第2部会)	・諮問の審議を行った。
令和6年2月22日 (令和5年度第10回第2部会)	・諮問の審議を行った。

## 参考

## 答申に関与した委員 (五十音順)

# 【第2部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西條潤	近畿大学准教授
山 﨑 俊 恵	広島修道大学教授